

令和5年第1回会津若松市
農業委員会総会議事録

1 日時 令和5年1月20日 午後1時30分～

2 場所 会津若松市役所河東支所2階大会議室

3 委員 農業委員 19名

農地利用最適化推進委員 18名

4 出席した農業委員 19名

| | | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 1番委員 | 庄司 遼 | 2番委員 | 多田 善信 | 3番委員 | 長尾 好章 |
| 4番委員 | 渡部 一夫 | 5番委員 | 折笠 康裕 | 6番委員 | 星 富士雄 |
| 7番委員 | 大竹 健司 | 8番委員 | 佐野 和枝 | 9番委員 | 小檜山 祐一 |
| 10番委員 | 丸山 世子 | 11番委員 | 吉田 和明 | 12番委員 | 渡邊 直也 |
| 13番委員 | 吉田 武幸 | 14番委員 | 弓田 秀一 | 15番委員 | 佐々木 隆夫 |
| 16番委員 | 渡部 裕末 | 17番委員 | 奈良橋 涉 | 18番委員 | 渡部 政美 |
| 19番委員 | 永井 茂 | | | | |

出席した農地利用最適化推進委員 17名

| | | | | | |
|-------|--------|-------|--------|-------|--------|
| 1番委員 | 二瓶 正貴 | 2番委員 | 島影 盛継 | 3番委員 | 本田 武史 |
| | | 5番委員 | 佐藤 直意 | 6番委員 | 菅井 洋一 |
| 7番委員 | 鈴木 衛 | 8番委員 | 佐藤 恒男 | 9番委員 | 渡部 政治 |
| 10番委員 | 武田 久美子 | 11番委員 | 二瓶 幸太郎 | 12番委員 | 鈴木 純一 |
| 13番委員 | 皆川 庄司 | 14番委員 | 星 俊典 | 15番委員 | 高橋 一美 |
| 16番委員 | 岩橋 近芳 | 17番委員 | 棚木 信治 | 18番委員 | 手代木 久司 |

5 欠席した農業委員 名

| | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | |
| | | | | | |

欠席した農地利用最適化推進委員 1名

| | | | | | |
|------|--------|--|--|--|--|
| 4番委員 | 室野井 建一 | | | | |
|------|--------|--|--|--|--|

6 出席した事務局職員

| | | | | | |
|------|-------|-------|-------|------|-------|
| 事務局長 | 小島 善樹 | 事務局次長 | 余田 郷太 | 主幹 | 鈴木 公彦 |
| 主任主査 | 五十嵐功一 | 主任主査 | 慶徳幸一郎 | 主任主事 | 渡部 恭平 |

農政課

| | | | | | |
|-----|-------|--|--|--|--|
| 副主幹 | 酒井 康之 | | | | |
|-----|-------|--|--|--|--|

| | |
|---------------------------------------|--|
| <p>会 長</p> | <p>只今より、令和5年第1回会津若松市農業委員会総会を開催いたします。これより日程に基づき議事を進めますが、留意事項について先に申し述べます。</p> <p>総会資料は個人情報であり、農業委員及び農地利用最適化推進委員には守秘義務が課されていることから、その取り扱いについては十分注意願います。</p> <p>また、会議中においては、携帯電話のスイッチは切っておくか、マナーモードに設定願います。会議中の私語については、各自慎むようご協力をお願いいたします。また、会議中の飲食は、ご遠慮くださるようお願いいたします。</p> <p>なお、議案に対する質問等については、挙手の上、許可を得た後に、起立いただき、発言をお願いいたします。</p> <p>また、本日は議事に関する委員がおられますので、該当する議案については、退席されますようご理解とご協力をお願いいたします。</p> <p>本日の出席の農業委員は19名でありまして、定足数に達しております。</p> <p>また、会津若松市農業委員会総会会議規則第10条の規定により出席を求めたところ、農地利用最適化推進委員の出席は17名であります。</p> <p>それでは只今より会議を開きます。</p> <p>まず、議事録署名委員の指名についてであります。署名委員については、例により私からご指名したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p> <p>満場ご異議ないものと認め、ご指名申し上げます。農業委員8番・佐野和枝 委員、農業委員9番・小檜山祐一 委員、以上2名の方をご指名申し上げます。ご了承願います。</p> |
| <p>会 長</p> | <p>始めに、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題いたします。</p> <p>提出案件について、地区担当委員の調査報告を求めます。</p> |
| <p>会 長 (推進委員12番) 鈴木純一 委員</p> | <p>荒井地区担当委員より1番から2番について説明願います。</p> <p>議案第1号の1番から2番について、推進委員12番 鈴木純一より、ご報告いたします。</p> <p>詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。</p> <p>これら案件につきましては、農家に対する農地の所有権の移転を許可しようとするものです。</p> <p>調査月日は、1月15日午後2時より、地区担当委員3名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p> |
| <p>会 長 (農業委員6番) 星富士雄 委員</p> | <p>川南地区担当委員より3番について説明願います。</p> <p>議案第1号の3番について、農業委員6番 星富士雄より、ご報告いたします。</p> <p>詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。</p> <p>この案件につきましては、農家に対する農地の所有権の移転を許可しようとするものです。</p> <p>調査月日は、1月15日午後4時より、地区担当委員3名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p> |
| <p>会 長 (推進委員10番) 武田久美子 委員</p> | <p>日橋地区担当委員より4番について説明願います。</p> <p>議案第1号の4番について、推進委員10番 武田久美子より、ご報告いたします。</p> <p>詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。</p> <p>この案件につきましては、農家に対する農地の所有権の移転を許可しようとするものです。</p> <p>調査月日は、1月15日午前9時より、地区担当委員3名が申請書記載内容につ</p> |

| | |
|--------------------------------------|--|
| | <p>いて農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p> |
| <p>会 長 (農業委員13番) 吉田武幸 委員</p> | <p>堂島地区担当委員より5番について説明願います。</p> <p>議案第1号の5番について、農業委員13番 吉田武幸より、ご報告いたします。</p> |
| | <p>詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、農家に対する農地の所有権の移転を許可しようとするものです。 調査月日は、1月15日午後1時より、地区担当委員3名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p> |
| <p>会 長</p> | <p>地区担当委員からの調査報告が終わりました。 本件について ご質問ございませんか。</p> |
| | <p>(なし の声あり)</p> |
| <p>会 長</p> | <p>それではお諮りします。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について を原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p> |
| | <p>(異議なし の声あり)</p> |
| <p>会 長</p> | <p>満場ご異議ないものと認めます。</p> |
| | <p>よって、議案第1号 は原案のとおり決せられました。</p> |
| <p>会 長</p> | <p>次に、議案第2号 農用地利用集積計画の作成について を議題といたします。</p> |
| | <p>(※農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席) 農業委員 星富士雄 委員 退席 (※関係する議案により退席) 農地利用最適化推進委員 二瓶正貴 委員、 高橋一美 委員、 棚木信治 委員 退席</p> |
| <p>会 長</p> | <p>所有権移転についてお願いします。 地区担当委員の調査報告を求めます。</p> |
| <p>会 長</p> | <p>館ノ内地区担当委員より1番について説明願います。</p> |
| <p>(農業委員16番) 渡部裕末 委員</p> | <p>農業委員16番 渡部裕末より、議案第2号 所有権移転の1番について、ご報告いたします。</p> |
| | <p>詳細については議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、農家間において所有権の移転をしようとするものです。 農地価格等の申請内容につきましては、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき1月15日午後2時より地区担当委員2名が、申請人の立会いのもと調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p> |
| <p>会 長</p> | <p>利用権設定についてお願いします。 各地区担当委員の調査報告を求めます。</p> |
| <p>会 長</p> | <p>南四合・町北地区担当委員より1番から2番について説明願います。</p> |
| <p>(農業委員3番) 長尾好章 委員</p> | <p>農業委員3番 長尾好章より、議案第2号 利用権設定の1番から2番について、ご報告いたします。</p> |
| | <p>詳細については議案書記載のとおりであります。 1番の案件につきましては、認定農業者に対する利用権設定で、2番の案件につきましては、新規就農者に対する利用権設定です。 申請内容につきましては、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、1月17日午後1時30分より地区担当委員3名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p> |
| <p>会 長</p> | <p>高野地区担当委員より3番について説明願います。</p> |

| | |
|------------------------|--|
| (農業委員 14 番) 弓田秀一 委員 | <p>農業委員 14 番 弓田秀一より、議案第 2 号 利用権設定の 3 番について、ご報告いたします。</p> <p>この案件につきましては、議案書記載のとおり認定農業者に対する利用権設定ですが、1 月 16 日午後 6 時より地区担当委員 2 名が調査を行った結果、当事者間での合意形成が不十分な状態で利用権設定申出書が提出されていることが判明し、当事者両名で協議した結果、今回の議案から取り下げてほしいとの要望がなされ、取下げ書が提出されましたのでご報告するとともに、議案からの削除をお願いいたします。</p> |
| 会 長 | 湊地区担当委員より 4 番について説明願います。 |
| (農業委員 4 番) 渡部一夫 委員 | <p>農業委員 4 番 渡部一夫より、議案第 2 号 利用権設定の 4 番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>この案件につきましては、農業者年金受給継続のための利用権設定です。</p> <p>申請内容につきましては、基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、1 月 16 日午後 4 時より地区担当委員 4 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p> |
| 会 長 | 荒井地区担当委員より 5 番から 7 番について説明願います。 |
| (推進委員 12 番) 鈴木純一 委員 | <p>推進委員 12 番 鈴木純一より、議案第 2 号 利用権設定の 5 番から 7 番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細につきましては、議案書記載のとおりです。</p> <p>これらの案件につきましては、農家間における利用権設定です。</p> <p>申請内容につきましては、基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、1 月 15 日午後 2 時 30 分より地区担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p> |
| 会 長 | 川南地区担当委員より 8 番から 17 番について説明願います。 |
| (農業委員 2 番) 多田善信 委員 | <p>農業委員 2 番 多田善信より、議案第 2 号 利用権設定の 8 番から 17 番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>これらの案件につきましては、農家間における利用権設定です。</p> <p>申請内容につきましては、基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、1 月 15 日午後 2 時より地区担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p> |
| 会 長 | 館ノ内地区担当委員より 18 番から 20 番について説明願います。 |
| (推進委員 14 番) 星 俊典 委員 | <p>推進委員 14 番 星俊典より、議案第 2 号 利用権設定の 18 番から 20 番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>これらの案件につきましては、認定農業者に対する利用権設定です。</p> <p>申請内容につきましては、基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、1 月 15 日午後 3 時より地区担当委員 2 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p> |
| 会 長 | 八田地区担当委員より 21 番について説明願います。 |
| (推進委員 6 番) 菅井洋一 委員 | <p>推進委員 6 番 菅井洋一より、議案第 2 号 利用権設定の 21 番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>この案件については、農家間における利用権設定です。</p> <p>申請内容につきましては、基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、1 月 14 日午前 9 時より地区担当委員 2 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p> |
| 会 長 | 日橋地区担当委員より 22 番から 23 番について説明願います。 |
| (農業委員 11 番) 吉田和明 委員 | <p>農業委員 11 番 吉田和明より、議案第 2 号 利用権設定の 22 番から 23 番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>これらの案件については、認定農業者に対する利用権設定です。</p> <p>申請内容につきましては、基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、1 月 15 日午前 9 時より地区担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p> |

| | |
|--------------------------------------|---|
| <p>会 長 (農業委員12番) 渡邊直也 委員</p> | <p>堂島地区担当委員より24番から25番について説明願います。</p> <p>農業委員12番 渡邊直也より、議案第2号 利用権設定の24番から25番について、ご報告いたします。 詳細については議案書記載のとおりであります。 24番の案件については、認定農業者に対する利用権設定で、25番の案件については、農家間における利用権設定です。 申請内容につきましては、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、1月16日午後1時より地区担当委員3名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p> |
| <p>会 長</p> | <p>各地区担当委員からの調査報告が終わりました。本件についてご質問ございませんか。</p> <p>(なし の声あり)</p> |
| <p>会 長</p> | <p>それではお諮りします。議案第2号 農用地利用集積計画の作成について を原案どおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p> |
| <p>会 長</p> | <p>満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第2号 は原案のとおり決せられました。</p> <p>農業委員 星富士雄 委員 着席 農地利用最適化推進委員 二瓶正貴 委員、 高橋一美 委員、 棚木信治 委員 着席</p> |
| <p>会 長</p> | <p>次に、議案第3号 会津若松農業振興地域整備計画の変更案について を議題といたします。 事務局より提案理由の説明を求めます。</p> |
| <p>事務局長</p> | <p>議案第3号 会津若松農業振興地域整備計画の変更案について であります。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2において、市町村が農業振興地域整備計画を変更しようとするときは、当該市町村の長は農業委員会の意見を聴くものとする定められておりますので、令和4年12月28日付け4農政第111号で会津若松市長より意見を求められております。会津若松農業振興地域整備計画の変更案についてをご審議いただくものであります。 詳細につきましては、農政部農政課が参っておりますので、担当よりご説明申し上げます。</p> |
| <p>農政部農政課</p> | <p>農政部農政課の酒井と申します。どうぞよろしくお願いたします。 今回の案件につきましては、令和4年10月31日までに農用地区域の変更申出があった農用地区域からの除外に係る案件1件です。 土地の所在地は、河東町金田字中田66番及び67番の2筆、地目は畑、面積は合計2,957㎡です。また、事業計画者は、鈴木土建有限会社です。 初めに、農用地区域からの除外の理由です。 本案件につきましては、事業計画者の業務拡大に伴い不足している建築資材等の保管場所の確保と分散して存在する保管場所の集約化による搬出入の効率化を図ることを目的としております。 次に、土地の選定理由であります。 候補地の選定に当たり、農用地区域外の農地を含め、複数箇所について協議・検討を行いました。立地上の優位性や土地所有者の意向など、様々な事情を総合的に勘案すると当該申出地以外に最適な土地は他にないことから、当該申出地を選定したものです。 また、当該事業計画は、資材置き場及び残土仮置き場の設置用地として必要最低限の面積の除外であり、農地の集積や利用、土地改良施設等の機能に支障を及ぼす恐れがないなど、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項の各号に規定される除外要件を満たすものと認められることから、除外はやむを得ないものと思われまます。 説明は以上です。</p> |
| <p>会 長 鈴木衛委員</p> | <p>このことについて、何か質問等ありませんか。</p> <p>農用地区域はエリアで指定することになっていると思われまますが、問題は発生しないのか、お聞きします。</p> |

| | |
|--------|--|
| 農政部農政課 | 農用地区域は地番ごとに指定することになっており、総合的な判断で農用地区域から除外することとなっております。 |
| 鈴木衛委員 | 周辺はどのような状況になっていきますか。 |
| 農政部農政課 | 当該地は国道49号線沿いの土地で、国道と反対側の東西の土地は傾斜地になっており、現況農地ではない状況です。 |
| 鈴木衛委員 | 一筆管理ということは、エリア管理ではないということですか。 |
| 農政部農政課 | 農用地区域では、虫食い状態にならないように、一団の農地として管理を行うこととしております。 |
| 会 長 | それではお諮りいたします。議案第3号 会津若松農業振興地域整備計画の変更案について 原案どおり決することにご異議ございませんか。 (異議なし の声あり) |
| 会 長 | 満場ご異議ないものと認めます。よって、議案第3号 は原案のとおり決せられました。 |
| 会 長 | 次に、報告に移ります。 |
| 会 長 | 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、及び報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出についての報告をお願いいたします。 |
| 会 長 | 事務局より報告願います。 |
| 事務局 | 報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の1番から11番について、事務局よりご報告いたします。 届出の詳細は、議案書記載のとおりです。 これらの案件は、すべて相続により権利を取得したものであり、届出内容について審査した結果、受理相当と認められましたので、市農業委員会処務規則第7条第1項の規定により事務局長の専決処分とし、同第7条第2項の定めにより報告するものであります。 次に、報告第2号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出の1番から3番について、報告いたします。 届出の詳細は、議案書記載のとおりです。 これらにつきましては、書類審査の結果、受理相当と認められましたので、市農業委員会処務規則第7条第1項の規定により事務局長の専決処分とし、同第7条第2項の定めにより報告するものであります。 なお、都市計画法上の意見としまして、1番には、 ①隣接する土地との境界を明確にすること。 ②必要に応じ、道路、水路等について関係部局と協議すること。 2番3番には、 ①隣接する土地との境界を明確にすること。 ②施工の際は、隣接地に影響のないよう十分配慮すること。 ③必要に応じ、道路、水路等について関係部局と協議すること。 ④敷地内の雨水排水等については、下流側水路の流下能力を十分調査し、検討してから排水すること。 との意見が付されております。 また、2番につきましては、受理通知書交付後に取消願出書の提出があり、同月処理にて農地法第5条届出書が提出となっております。 |
| 事務局 | 次に、報告第3号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出の1番から2番について、報告いたします。 届出の詳細は、議案書記載のとおりです。 これらの案件につきましては、書類審査の結果、受理相当と認められましたので、市農業委員会処務規則第7条第1項の規定により事務局長の専決処分とし、同第7条第2項の定めにより報告するものであります。 なお、都市計画法上の意見としまして、 ①隣接する土地との境界を明確にすること。 ②施工の際は、隣接地に影響のないよう十分配慮すること。 ③必要に応じ、道路、水路等について関係部局と協議すること。 ④敷地内の雨水排水等については、下流側水路の流下能力を十分調査し、検討 |

| | |
|-----|--|
| 会 長 | してから排水すること。 報告は以上です。 |
| 会 長 | 以上、報告でございます。ご了承願います。 |
| 会 長 | 以上をもって、本日の会議日程は全部終了いたしましたので、これにて閉会といたします。 (午後2時5分 閉会を宣言する。) |

この議事録は、事実と相違ないことを認め署名する。

令和5年1月20日

会津若松市農業委員会 会長

8番農業委員

9番農業委員